

電気供給約款 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

改定の概要	改定前	改定後
改訂日を更新しました。	[最終改訂日：令和 7 年 4 月 1 日]	[最終改訂日：令和 8 年 1 1 月 1 日]
基本料金単価および電力量料金単価に託送料金相当額を含むこと、 ならびに託送供給等約款の改定に伴う託送基本料金相当額について、当事者間の協議または合意を要せず、改定後の金額を適用するよう見直しました。 また、料金単価等に変更が生じる場合の通知方法を明記しました。	第 21 条（料金の算定） (2) 料金は、供給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。	第 21 条（料金の算定） (2) 料金は、供給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。 <u>基本料金単価、電力量料金単価には託送料金相当額を含み、託送料金相当額の算定は、電力需要者の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款に定める託送基本料金単価、電力量料金単価を適用するものとし、当該託送供給等約款の変更その他の事由により、適用する託送料金単価に変更が生じた場合は、当事者間の協議又は合意を要することなく、当該変更後の託送料金単価に対応して、基本料金単価、電力量料金単価を変更し、当該託送供給等約款の変更の効力発生日その他当該託送料金単価の適用開始日から、増額、減額の双方を対象として、変更後の基本料金単価、電力量料金単価を適用するものいたします。</u> <u>上記に基づき料金単価等に変更が生じる場合、当社は、託送供給等約款の変更内容及び当該変更後の料金単価等について、その効力発生日までに、又は遅滞なく、書面、電子メールその他当社所定の方法によりお客さまに通知するものいたします。</u>
各エリアの別紙に定める料金単価を改定しました。	—	<u>改定後の料金単価は、改定後の電気供給約款に定める各エリアの別紙をご参照ください。</u>

